

人権教育・啓発関係府省庁連絡会議の開催について

〔 令和 6 年 6 月 3 日
関係府省庁申合せ 〕

1 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 147 号) 第 3 条に定められた基本理念にのっとり、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応した人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、人権に関わる教育・啓発活動を行っている関係府省庁間で情報を共有し、その密接な連携・協力を図るため、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議 長	法務省人権擁護局長
	文部科学省総合教育政策局長
構 成 員	内閣官房アイヌ総合政策室長
	内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官
	内閣府大臣官房政策立案総括審議官
	警察庁長官官房長
	こども家庭庁長官官房長
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省総合外交政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省政策統括官
	農林水産省経営局長
	経済産業省中小企業庁次長
	国土交通省大臣官房長
	環境省総合環境政策統括官
	防衛省人事教育局長
	人事院人材局長

3 会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職に

ある者とする。

また、幹事会には、人権教育・啓発に係る特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて幹事会の関係構成員で組織する専門部会を設けることができる。

- 4 議長は、必要に応じ、会議及び幹事会について、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議及び幹事会の庶務は、文部科学省総合教育政策局を始めとする関係行政機関の協力を得て、法務省人権擁護局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。